

平成23年 3月25日

株式会社サクラダ

『次世代育成支援対策推進法』に基づく一般事業主行動計画

1. 基本方針

社員がその能力を発揮し、仕事と家庭の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

2. 計画期間

平成23年4月1日より平成27年3月31日までの4年間とする。

3. 内容

目標1：平成27年3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを拡充する。

<対策>

- 平成23年 4月～ 労使での検討委員会を設置し、検討を開始
- 平成23年 5月～ 所定外労働の現状の把握、所定外労働の原因分析
- 平成23年10月～ 管理職への研修（年1回）の実施

目標2：平成27年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年間2日増加する。

<対策>

- 平成23年 4月～ 労使での検討委員会を設置し、検討を開始
- 平成23年 6月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成23年 7月～ アンケートによる従業員の具体的なニーズの調査
- 平成24年 3月～ 有給休暇取得促進策の実施
(一斉有給休暇の増日、記念日休暇の創設等)
- 平成24年10月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施

以 上